

香美市災害時医療救護計画

平成 18 年（令和 6 年 7 月改訂）

香美市

第1 総則	
1.目的	1
2.医療救護活動の基本的な考え方	1
3.関係機関との連携	2
4.医療救護活動の期間	2
5.計画の不断の見直し	2
6.南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係	3
第2 計画概要	4
1.医療救護活動	4
第3 計画の内容	7
1.医療救護施設	7
(1)医療救護所	7
(2)救護病院	9
(3)災害拠点病院	11
2.一般の医療機関	12
3.避難所等での医療救護活動	12
(1)派遣調整	12
(2)医療救護活動アドバイザー	13
(3)ミーティングの開催	13
(4)「災害診療記録」・「お薬手帳」	13
(5)地域医療の復旧・復興	13
(6)医療従事者の協力	13
4.救護体制等の報告	14
5.搬送体制	14
(1)搬送区分	14
(2)搬送方法	14
(3)搬送の実施	14
6.遺体の取り扱い	16
(1)仮安置と遺体安置所への搬送	16
(2)情報の記録等	16
(3)遺体の検案等	16
7.重点継続要医療者	17
(1)重点継続要医療者の定義	17
(2)人工呼吸器使用者の対応	17
(3)在宅酸素療法者への対応	17
(4)人工透析患者への対応	17

第1 総則

1. 目的

- (1) 高知県全域で地震動とそれに伴う津波や浸水、土砂災害、火災等によって大きな被害が予想される南海トラフ地震に備え、市民の命と健康を守るための医療救護体制と活動内容を明らかにするものです。
- (2) 局地的な風水害、土砂災害、大規模な事故、CBRNE 災害など局地災害の場合も被災地域での医療救護活動の体制は、地震を想定した体制と基本的に同じため、この計画をもとに活動できるようにします。

2. 医療救護活動の基本的な考え方

- (1) 地震発生時には、市内全域で同時に多くの負傷者が発生することが想定されますが、医療機関自体の被災やライフラインの被災、情報伝達手段の寸断、土砂災害による道路網の寸断などにより、後方搬送が事実上困難になることが想定されます。平時の救急搬送の約 9 割を市外の医療機関に委ねている本市としては、災害時には、より負傷者に近い場所で地域の医療施設や医療従事者、自主防災組織等の地区組織や市民も参画した総力戦による医療救護活動により、助かった命をつなぐことが重要であり、そのために必要な地域ごとの医療救護体制づくり、人材育成や資機材（器材含む）の整備を進めます。
- (2) 発災直後からの一定期間は後方搬送が困難となるなど、外部支援が望めないことが想定され、より負傷者に近い場所（前方）での医療救護活動が重要となるため医療救護所、救護病院をあらかじめ指定し、それぞれの施設が医療救護活動を分担し、機能を十分に発揮できるように訓練等を行うことにより共通認識を持てるよう努めます。
- (3) 警察署や福祉事務所等と協議してあらかじめ遺体安置所を定めておく等の事前の措置を講じ、医療救護活動が円滑に実施されるよう努めます。
- (4) 被災状況により、市のみで活動することが困難な場合は、DMAT 等の外部支援により医療救護体制の強化を図り、医療救護活動がスムーズに行えるよう受援体制について整備を進めます。
- (5) 誰がどのような担当になっても対応できるようアクションカードの作成や医療救護体制の見える化に努めます。

3. 関係機関との連携

- (1) 計画の推進にあたっては、高知県災害時医療救護計画との整合性を図りつつ、あらかじめ医療救護所及び救護病院を指定するほか、香美郡医師会、香美香南歯科医師会、高知県薬剤師会香長土支部、高知県看護協会等医療関係団体との連携を進めます。
- (2) 災害時は香美市災害対策本部を中心とし、医療救護班を立ち上げ、香美郡医師会、香美香南歯科医師会、高知県薬剤師会香長土支部、高知県看護協会等医療関係団体や県保健医療調整中央東支部、高知県南国警察署等との連携を図りながら、医療救護所、救護病院において、DMAT 等外部団体の支援を受けながら、医療救護活動を行います。
- (3) 香美市防災対策課、消防本部をはじめ府内関係部署及び消防団や防災士会等とは、日頃の訓練等を通じて情報共有に努め、共通認識のもと連携して医療救護活動に従事できるよう努めます。

4. 医療救護活動の期間

- (1) 災害急性期から医療の体制が通常の医療提供体制へ移行するまでの期間とします。

5. 計画の不斷の見直し

- (1) 県の災害医療に関する計画の改定をはじめ、災害時に関するその他の計画等の見直しがあった場合や災害医療を取り巻く状況の変化、被害想定等の見直し、災害時の情報通信体制、緊急輸送体制等の整備状況等に応じて改定を行います。
- (2) 医療救護活動に関する訓練等を継続的に実施することで、地域ごとの災害医療救護行動計画を検証しつつ、現場における実効性を確保するため必要な見直しを行います。

6. 南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係

本計画に関する県、市等が定めた南海トラフ地震対策に関する計画等は次の通りです。

災害対応全般	『高知県地域防災計画』
医療救護全般	『香美市地域防災計画』『香美市受援計画』 『高知県災害時医療救護計画』『香美市災害時医療救護計画』 『香美市災害時医療救護行動計画』
職員の応急活動	『香美市地域防災計画マニュアル』『医療救護マニュアル』
DMAT	『高知DMAT運用計画』(県保健政策課)
広域医療搬送	『東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画』(中央防災会議幹事会(内閣府))
保健活動	『高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(Ver.3.1)』 『高知県保健活動トラフ地震時栄養・食生活支援ガイドライン(Ver.2)』 『香美市公衆衛生活動マニュアル』
重点継続要医療者	『高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル』
避難所	『香美市避難所運営マニュアル』
福祉避難所	『福祉避難所設置・運営に係るガイドライン』 『香美市避難行動要支援者の避難支援計画』
DPAT	『高知県災害時の心のケアマニュアル 第4版』(県障害保健支援課)
検案	『死体取扱規則』(国家公安委員会規則)
歯科保健医療活動	『高知県災害時歯科保健医療対策活動指針』(県保健政策課)

第2 計画概要

1. 医療救護活動

医療救護活動とは、医療救護所、救護病院等で負傷者のトリアージ、応急処置、搬送等を行うことや避難所等における公衆衛生活動を行うことにより、市民の命と健康を守る活動です。

香美市の災害時医療救護のイメージ図

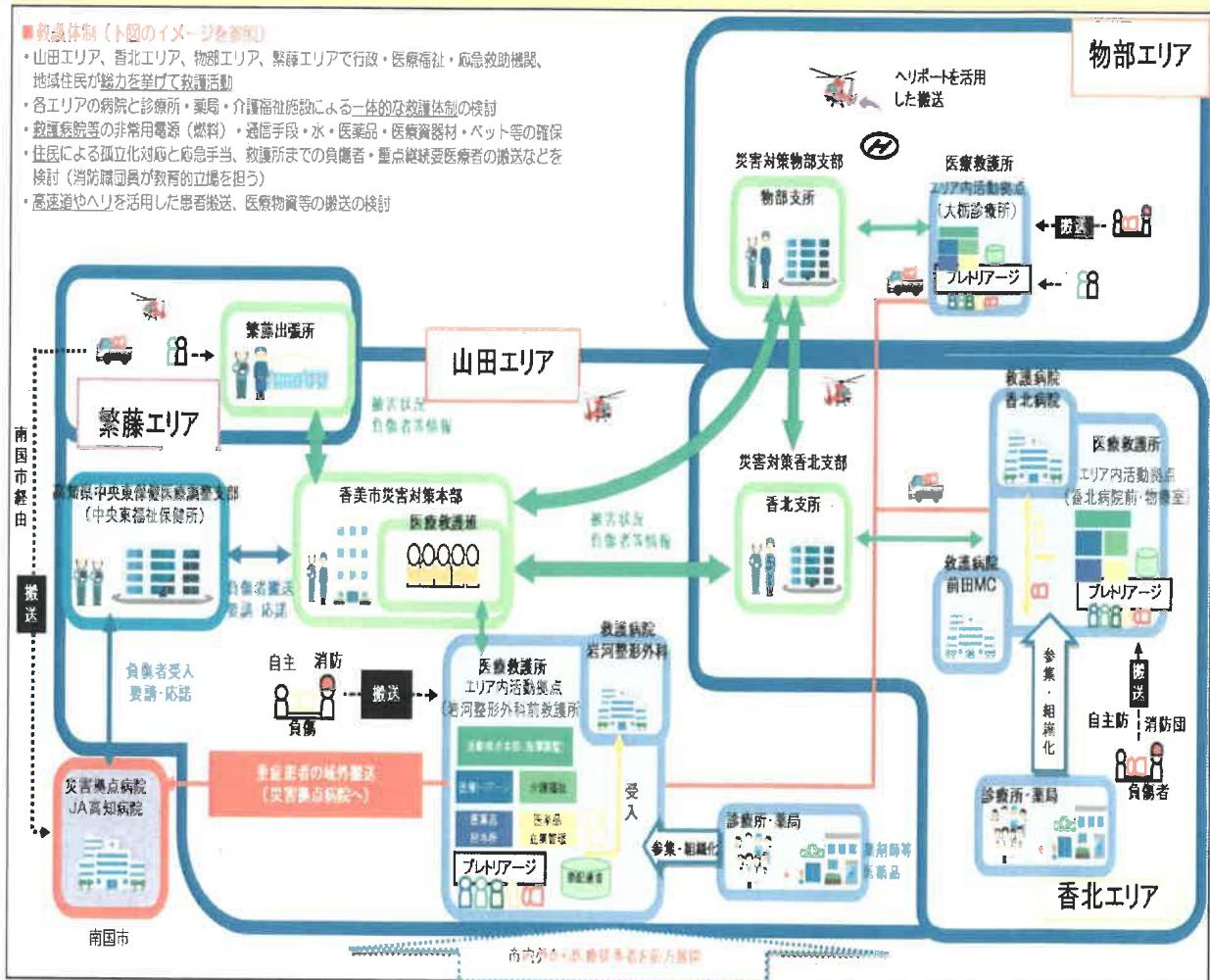


図1 香美市災害時医療救護行動計画より

- (1) 災害が起きた場合には、市民生活部員は市災害対策本部長の指示（ただし、香美市で震度 5 弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部長の指示の有無にかかわらず）により速やかに市役所本庁もしくは支所に参集し、災害対策本部の設置と同時に、医療救護班を設置し、組織系統図に基づき人員を配置します。アクションカードに基づき、災害対策本部の情報や電話、防災行政無線、EMISなどの通信手段を用いて、市内の状況を把握し、可能な手段で医療機関や関係機関との連携に努め被害状況を把握します。
- (2) 被災状況に応じて必要な人員を派遣、または支所等の職員と協力し、医療救護所の立ち上げを行うとともに、高知県保健医療調整支部との連携、市内救護病院、各支所等との情報共有ができる体制を整えます。
- (3) 災害時は市内を 4 つのエリア（繁藤・山田・香北・物部）に分け、基本的にはそれぞれのエリアの中で医療救護活動を行いますが、必要に応じて連携をとりながら活動を進めます。
- (4) 医療救護活動は香美郡医師会、香美香南歯科医師会、高知県薬剤師会香長土支部、高知県看護協会等医療関係団体の協力や DMAT 等外部支援団体の支援を受けながら行います。
- (5) 一般の医療機関の医師や看護師をはじめ、調剤薬局の薬剤師等は、参集可能な状況であれば最寄りの医療救護所および救護病院に参集していただきます。
- (6) 医療救護班が設置された時、医療救護所や救護病院の活動開始時には、県保健医療調整中央東支部に立ち上げの報告を行い、その後は随時必要な要請や報告を行います。
- (7) 医療救護班や医療救護所、救護病院等における医療救護活動に必要な医薬品や医療従事者等が不足する場合、また基本的に重症患者等の広域医療搬送の調整は、市災害対策本部（医療救護班）を通じて県保健医療調整中央東支部へ要請します。医療救護所で使用する医薬品、薬剤師の派遣等については、高知県薬剤師会香長土支部との「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書（H23）」に基づき、高知県薬剤師会香長土支部へ要請し、高知県薬剤師会香長土支部を通じた派遣等が困難な場合、県保健医療調整中央東支部へ要請します。
- 患者の搬送手段（車両・燃料・運転手等）や医療従事者等に必要な水・食糧やトイレの確保等は市災害対策本部を通じて市担当各部へ要請します。

- (8) 重点継続要医療者等にあたる人工透析患者、人工呼吸器使用者、在宅酸素療養者や妊産婦等への対応は、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル等に基づき、県保健医療調整中央東支部と連携して必要な支援を行います。
- (9) 避難所においては、避難所における医療・保健のニーズを把握し、避難者と協力して適切な支援を行います。

第3 計画の内容

具体的な手順や様式等については、高知県災害時医療救護計画のマニュアルや高知県南海地震時保健活動ガイドラインの様式のうち市の活動に必要なものについて、参考資料として整備しておきます。

1. 医療救護施設

市長は、地震の被害想定に基づいて、医療救護所及び救護病院を次のとおり指定します。

(1) 医療救護所

医療救護所は、医療救護所自体での医療救護対象者の収容は行わないが、負傷者への初期評価と可能な範囲での処置（応急処置、さらには安定化処置、できれば小外科的処置）を実施し、搬送機能の回復や外部からの支援の到着を待ちます。また、市民の協力も得ながら、必要に応じ軽症患者に対する処置を行います。

ア 設置及び組織

(ア) 名称及び設置場所

医療救護所を次に掲げる場所に設置します。ただし、負傷者が多数発生した地域においては、状況に応じて医療救護チームを派遣し、仮設医療救護所を設置します。

医療救護所の名称	設置場所（所在地）
岩河整形外科前医療救護所 岩河整形外科駐車場及び隣接地（同仁病院所有地） 香美市医療救護所倉庫	岩河整形外科駐車場 香美市土佐山田町百石町2丁目4番20号 同仁病院所有地 香美市土佐山田町百石町2丁目166番地 香美市医療救護所倉庫 香美市土佐山田町百石町2丁目107番1
香北病院前医療救護所 香北病院駐車場及び外来	香美市香北町美良布1064番地9
物部地区医療救護所 市立大柄診療所	香美市物部町大柄898番地1

(イ) 運営責任者と管理者

医療救護所の運営責任者は市災害対策本部（医療救護班）から派遣された職員のうちから決定し、管理者は医師とします。医師の到着が遅れる場合には、医師の到着までの間、市災害対策本部医療救護班長の指示により、参集者の中から管理者を選定し、看護師、救急救命士、保健師等で活動を行います。なお、複数の医療救護チームを配置した場合は、運営責任者が市災害対策本部（医療救護班）と相談し管理者を指名します。

(ウ) 医療救護体制

医療救護所の医療救護体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成する医療救護チームを単位とし、交替制を考慮して予備医療救護チームを編成します。

外部から医療救護チーム等の派遣が受けられる場合には、必要に応じて医療救護所の医療救護活動への支援を市災害対策本部（医療救護班）に要請します。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ（重症度と緊急度による治療や搬送の優先順位の振り分け)
⇒ 【参考資料 資料編】トリアージ・タッグ
- (イ) 重症患者及び中等症患者への初期対応並びに軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等の後方支援病院への患者搬送の要請
⇒ 【参考資料 資料編】共通様式5、5-2、9
- (エ) 医療救護活動の記録（傷病者情報を含む医療救護活動状況等)
⇒ 【参考資料 資料編】共通様式3
- (オ) 遺体搬送の手配
- (カ) その他必要な事項

ウ 運営

(ア) 開設

災害が発生した場合、市災害対策本部（医療救護班）から派遣された職員は、医療救護所の点検を行い、開設の可否を判断します。開設が可能な場合は、開設の準備を進め、速やかに開設します。開設が不可能と判断した場合は、別の候補地を速やかに選定して開設準備を行います。

(イ) 参集

香美郡医師会の医師をはじめ、市内医療機関の看護師、調剤薬局の薬剤師は、参集可能な状況であれば最寄りの医療救護所および救護病院に参集していただきます。

(ウ) 開設の報告

医療救護所を開設した時は、医療救護所の運営責任者等は、その旨及び医療救護所の状況を市災害対策本部（医療救護班）に報告し、市災害対策本部（医療救護班）は、県保健医療調整中央東支部に報告します。

(エ) 運営

医療救護所の運営は、運営責任者の指示のもと、医療救護班が香美郡医師会等の協力を得て「医療救護チーム」を編成し、市内の各医療救護所に派遣してあたるものとします。また、医療救護所の運営責任者は、被災等により、その機能に支障を生じたと認める場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請します。

医療救護活動に必要な医薬品や医療従事者等が不足する場合、また基本的に重症患者等の広域医療搬送の調整は、県保健医療調整中央東支部を通じて要請します。

⇒ 【参考資料 資料編】共通様式4、7、14-1

(オ) その他

医療救護チーム等の給食・給水等については、市災害対策本部が行います。

工 施設整備

医療救護所の施設整備は、概ね次のとおりとします。

災害医療用テント、簡易ベッド、トリアージシート、医療機材・医薬品等（JM3セット、外傷用医薬品・応急処置用医薬品、衛生材料等）、滅菌水（ペットボトル）、担架、毛布、発電機、投光機、簡易トイレ、机・椅子、ホワイトボード、通信機、トリアージ・タグ、ロープ、ブルーシート、電源コード、地図、文具等消耗品など不足分については、市災害対策本部に補充等要請します。

⇒ 【参考資料 資料編】共通様式6-1、6-2、14-1、14-7、14-8

（2） 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。中等症患者に対しては一定完結した医療を提供できるよう努めます。重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り他の収容可能な病院等への転院に努めます。

ア 設置及び組織

(ア) 名称及び設置場所

救護病院として、次に掲げる病院を指定します。

救護病院名	所在地
岩河整形外科	香美市土佐山田町百石町2丁目4番20号
香北病院	香美市香北町美良布1064番地9
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布1516番地3

(イ) 組織

救護病院の組織は、当該病院の組織をもって充てます。なお、市長は、救護病院の医療スタッフについて、当該病院管理者とあらかじめ協議することとします。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- (ウ) 災害拠点病院、広域災害拠点病院への患者搬送の手配及び報告
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) 遺体搬送の手配（搬送及び遺体検案所・安置所への収容は、関係機関・団体等の協力を得て市災害対策本部が行う。）
- (カ) その他必要な事項

ウ 運営

(ア) 「EMIS」への入力等

救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況等を速やかに「EMIS」へ入力するとともに、市災害対策本部に報告します。また、発災後72時間までの間、「EMIS」で院内状況の更新入力については、概ね1時間ごとに更新するよう努めることとします。

なお、被災等により、「EMIS」への入力ができない場合は、院内状況等を防災行政無線又は衛星携帯電話（ファックスが使用できるときはファックスで行う。）で市災害対策本部へ報告します。その際、「EMIS」への代理入力の要請も合わせて行います。

⇒ 【参考資料 資料編】共通様式1、2-1、2-2

(イ) 医療救護活動の開始と報告

救護病院の医療救護活動は、市災害対策本部（医療救護班）の指示によって開始しますが、救護病院の管理者が当該病院周辺の被害状況等から医療救護活動を開始する必要があると判断した場合には、指示がなくとも医療救護活動を開始します。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を市災害対策本部（医療救護班）に報告します。なお、救護病院の管理者は、被災等により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、市災害対策本部（医療救護班）に必要な措置を要請します。

(ウ) 医療救護活動体制

救護病院は、指定を受けた病院の職員及びそれ以外の医療従事者等で協力し合い、活動します。

救護病院の管理者及び医療チームは、DMAT病院支援指揮所が救護病院内に設置された場合、また外部からの医療救護チームを受け入れた場合には、その活動に協力します。

エ 施設整備

救護病院の施設設備は、当該病院の施設設備を使用するものとします。医薬品、給食、給水等については、当該病院の所有する物資をあてるが、市が備蓄する物資の提供を優先的に受けることとします。

オ 事前の対策

救護病院の管理者は、あらかじめ以下の事前対策を行うよう努めるものとします。

(ア) 医療救護活動に関する計画の作成

救護病院の管理者は、あらかじめ職員の集合方法、役割、ローテーション、施設が被災した場合の入院患者等の受入先の確保など、地震発生時における医療救護活動に関する計画（BCP）を作成します。

(イ) 施設設備の耐震化等

救護病院の管理者は、施設設備の耐震化やライフラインの確保に努めます。

(3) 災害拠点病院

災害拠点病院は、市の指定した医療救護所及び救護病院で処置が困難な重症患者及び被災により救護病院を設置することが困難な場合に重症患者及び中等症患者の処

置・収容並びに当該施設のある県保健医療調整中央東支部内の医療救護活動への支援を行います。県保健医療中央東支部内の災害拠点病院等は次の通りです。運営は、高知県災害時医療救護計画に基づき実施します。

災害拠点病院名	所在地
J A 高知病院	南国市明見字中野526-1

広域的な災害拠点病院	所在地
高知医療センター（基幹災害医療センター）	高知市池2125-1
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮
高知赤十字病院	高知市新本町2-13-51

航空搬送拠点(所在地)	SCU管理協力病院
高知大学医学部（南国市岡豊町小蓮）	高知大学医学部附属病院

2. 一般の医療機関

医療機関は、医療救護施設の有無に関わらず、また日頃の診療科を問わず、可能な限り地域の医療救護活動に参画できるものとし、医師及び医療従事者は日頃から災害医療に関する研修、訓練等に積極的に参加し、必要な知識や手技を身につけるよう努めます。

また自院のほか、最寄りの医療救護所や救護病院、県の総合防災拠点に設置される医療救護活動に当たる場所や役割について、市や香美郡医師会等の関係者と共に認識を持つよう努めます。

入院のためのスペースや設備資機材に余裕がある場合には、被災した病院等からの転院要請に協力することとします。

災害発生時は、市内の医療救護所や救護病院の医療救護活動に、可能な範囲で協力します。

3. 避難所等での医療救護活動

(1) 派遣調整

避難所等（福祉避難所を含む）での医療救護活動は、主に外部からの医療救護チームの支援を得て実施します。外部からの医療救護チームの派遣については、県保健医

療調整中央東支部と連携して医療救護班が調整します。

(2) 医療救護活動アドバイザー

外部からの医療救護チームによる医療救護活動を総合調整するため、市災害対策本部長は、必要と判断した場合には、市内の医師又は派遣医療救護チームの医師のうちから、適任者を医療救護活動アドバイザーとして指名することができます。

(3) ミーティングの開催

避難所等での活動では、医療を含む多くの多職種の活動が行われるため、それぞれの活動拠点となる場所で、関係者によるミーティング等を実施し、その日の活動報告や評価、活動方針等について意見交換や調整を行います。

避難生活の長期化に伴い、慢性疾患の悪化や生活不活発病、災害関連死などが懸念されることから、医療救護チームと市の保健・福祉担当課とは相互に情報を共有し、必要な医療支援を提供、福祉サービス等へのつなぎを行います。

(4) 「災害診療記録」・「お薬手帳」

避難所等での巡回診療等で医療救護チームが治療や投薬を行った場合には、医療救護チームはその結果を記録するとともに、患者自身に治療記録を所持させ、事後の治療に役立たせるために、「災害診療記録」もしくは「お薬手帳」に治療結果等を記載します。

⇒ 【資料編 参考資料】様式 1 2

(5) 地域医療の復旧・復興

被害が甚大な場合には、地域医療についても外部からの医療救護チームの支援に頼らざるを得ないことが想定されます。しかし、可能な限り早期に地域の医療機関による保険診療の体制に戻るよう、市災害対策本部長は、医療救護チームの計画的撤退を含む地域医療の復旧・復興に努めます。

(6) 医療従事者の協力

被害を受けていない、あるいは被災によって自院での活動ができない医師や看護師

等の医療従事者は積極的に医療救護活動に参画するよう努めます。

4. 救護体制等の報告

市災害対策本部（医療救護班）は、医療救護施設の救護体制の状況や避難所等を含む医療救護活動状況等について、県保健医療調整中央東支部に報告します。

5. 搬送体制

傷病者の搬送は、以下の搬送区分に応じて実施します。

⇒ 【資料編 参考資料】共通様式5-1、5-2、共通様式5添付資料

（1） 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合
- イ 重症患者及び中等症患者を市内の医療救護施設間で搬送する場合
- ウ 市内の重症患者及び中等症患者を救護病院、災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、市内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合
- オ 医療救護施設の遺体を遺体検案所へ搬送する場合
- カ 医療救護施設での治療後、自力で避難所等への移動ができない負傷者を搬送する場合

（2） 搬送方法

傷病者の搬送方法は、重症度、被害状況、地理的条件に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実施します。

- ア 人力：担架等による人力
- イ 車両：救急車（消防機関）や市が指定した緊急車両等
- ウ ヘリコプター：ドクターへリ、消防防災へリ、自衛隊へリ等

（3） 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート

等の確保に努め、実施にあたっては、自主防災組織や市の消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応します。

なお、次の表に搬送区分別の搬送対応、県保健医療調整中央東支部管内の災害拠点病院及び広域災害拠点病院、並びに市地域防災計画に定めた飛行場外着陸場（ヘリポート）を示します。地震発生時には、安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県保健医療調整中央東支部に報告します。

搬送区分別の搬送対応

搬送区分	対応
ア 負傷者を被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合	消防団及び自主防災組織等
イ 重症患者及び中等症患者を市内の医療救護施設間で搬送する場合	消防機関及び搬送要員
ウ 市内の重症患者及び中等症患者を他の市町村に所在する救護病院又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合	消防機関及び搬送要員
エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、市内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合	消防機関及び搬送要員
オ 医療救護施設の遺体を遺体検案所へ搬送する場合	搬送要員
カ 医療救護施設での治療後、自力で避難所等への移動ができない負傷者を搬送する場合	搬送要員

県保健医療調整中央東支部管内の災害拠点病院及び近隣の広域災害拠点病院

災害拠点病院	名称
災害拠点病院	JA高知病院
広域災害拠点病院	高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院

香美市地域防災計画に定めた飛行場外着陸場

場所名	所在地及び位置
神池ヘリポート	香美市物部町神池1709
五王堂ヘリポート	香美市物部町五王堂38-1
岡ノ内ヘリポート	香美市物部町岡ノ内235-6
大柄ヘリポート	香美市物部町大柄965-3 先
別府ヘリポート	香美市物部町別府438-4
北滝本ヘリポート	香美市土佐山田町北滝本89-4
三谷ヘリポート	香美市香北町谷相2855
猪野々ヘリポート	香美市香北町猪野々369
土佐山田ヘリポート	香美市土佐山田町植1275

6. 遺体の取扱い

遺体の取扱いについては、以下のとおり行います。

(1) 仮安置と遺体安置所への搬送

各医療救護施設内の設置者は、適当な場所を定め、遺体を仮安置します。また、医療救護施設の管理者は、市災害対策本部にその収容を要請し、当該本部が関係機関・団体等の協力を得て、市の定める遺体検案所・安置所まで搬送を行います。

(2) 情報の記録等

医療救護施設の管理者は、遺体搬送前にトリアージ・タグの記載内容を記録簿等に転記し、保存します。また、当該施設から搬送した遺体のリストを作成し、市災害対策本部（医療救護班）へ報告します。

(3) 遺体の検案等

遺体の検案等（検視及び身元調査等）は、原則として、市が指定する遺体検案所・安置所において死体取扱規則（国家公安委員会規則）等に基づく警察の指示により実施します。

7. 重点継続要医療者

(1) 重点継続要医療者の定義

継続した医療ケアの中断が生命の維持に関わる難病等の慢性疾患患者で以下の場合があります。

- ア 在宅人工呼吸器使用者
- イ 在宅酸素療法者
- ウ 人工透析患者（通院）

(2) 人工呼吸器使用者への対応

ア 市は、災害時要配慮者リストへの登載を進めます。災害時の電源確保や安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、個別支援計画を作成します。

イ 発災時には、個別支援計画に基づく対応を行います。電源が確保され、人工呼吸器が作動していれば、安全な場所に留まります。そうでない場合は、医療機関に搬送します。

(3) 在宅酸素療法者への対応

ア 市は、災害時要配慮者リストへの登載を進めます。災害時の電源確保や酸素ボンベの確保、安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、個別支援計画を作成します。

イ 発災時には、個別支援計画に基づく対応を行います。酸素濃縮器が作動しない場合は、酸素ボンベに切り替えます。酸素ボンベ取扱業者は、患者の避難場所等へ酸素を配送します。

ウ 医療機関及び市は、医療機器取扱業者の協力を得て、医療機関や福祉避難所等にHOT(ホット)ステーションを開設し、患者を受け入れます。

(4) 人工透析患者への対応

ア 市は災害時要配慮者リストへの登載を進めます。透析医療機関は、患者が発災時に自ら行動できるように県外搬送の流れも含めて確認をします。

イ 発災時には、避難所や保健支援チームの地域訪問等で把握した医療機関の被災状況や「人工透析患者連絡カード」等により患者の医療ニーズを集約・整理し、県保

健医療調整中央東支部へ報告します。

- ウ 透析提供に向けて、高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン中の様式を活用し、避難所等へ避難した患者の情報収集（最終透析日やADL、かかりつけ透析医療機関等）を行い、県保健医療調整中央東支部へ報告します。
透析医療機関までの移動手段が確保できない患者の輸送については市災害対策本部へ要請します。
- エ 県外での透析提供を行うと県で決定された場合は、集合場所までの移動手段の確保・調整を市災害対策本部へ要請します。また、その際には必要な情報を避難所等へ避難している透析患者へ伝達します。